

「[新版]わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則」改訂第2版第1刷 改訂内容および修正箇所

頁	行・他	修正箇所	修正内容
3		ニ・ホ・ヘ・ト の各単位の表記 メガパスカル、平方メートル、立方メートル	ニ・ホ・ヘ・ト の各単位の表記 MPa、m ² 、m ³
12	1.3.4 電気ボイラー	電力設備容量 20kW を1m ² とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積を求める。 最大電力設備容量をEkW とすると、電気ボイラーの伝熱面積HSは、 HS = 0.05Em ² となる。	電力設備容量 60kW を1m ² とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積を求める。 最大電力設備容量をEkW とすると、電気ボイラーの伝熱面積HSは、 HS = $\frac{1}{60}$ Em ² となる。
32	↑5	～例えば煙管ボイラーの煙管や水管ボイラーの水管は自由に取替え、修繕ができる。	～例えば煙管ボイラーの煙管や水管ボイラーの水管については届出を必要としない。
44 45		図 2.3	図 2.4
69	⑥ その他 iii)	ボ則第 75 条ただし書きにより、監督署長が認めたボイラーの性能検査を受けようとする者は、～	ボ則第 75 条ただし書きにより、監督署長が認めた第一種圧力容器の性能検査を受けようとする者は、～
71	⑦ その他	～例えば煙管ボイラーの煙管や水管ボイラーの水管は自由に取替え、修繕できる。	⑦その他 ①の変更届を必要とする部分又は設備以外のもの、例えば蒸煮器のふた板締付けボルトのみであれば届出を必要としない。
73	↑8 ⑥ その他	休止の後、ボイラー検査証の有効期限を超えて使用しようとするボイラーについては、次項の使用再開検査に合格する必要がある。	休止の後、第一種圧力容器検査証の有効期限を超えて使用しようとする第一種圧力容器については、次項の使用再開検査に合格する必要がある。
74	右枠 ↑2	ボ則 47	ボ則 82
目次 93	9.1.5 表題	免許の取消しと効力の停止	ボイラー 技士 免許の取消しと効力の停止
110 113	↑8 ↑4	日本工業規格	日本産業規格
127	↑2 ↓14	日本工業規格 ～13.1.1 及び 13.1.4 に規定を適用することができる。	日本産業規格 ～13.1.1 及び 13.1.4(1) に規定を適用することができる。
136	↓2	(例 4 ボ則第 10 条第 2 項の例を参照)。	(例 4 ボ則第 10 条第 3 号の例を参照)。
142	↑6	移動式ボイラーの設置報告	移動式ボイラー等の設置報告
147	附録2 簡易ボイラー	ニ. 温水ボイラー(0.1MPa ≥P, 4 m ² ≥HS) ホ. 貫流ボイラー(150 mm < d _H の多管式を除く。200 mm ≥ ds, 0.02 m ³ ≥ Vs)で(1MPa ≥P, 5 m ² ≥HS) ヘ. 貫流ボイラー(0.004 m ³ ≥ V で管寄せ及び気水分離器のないもの)(0.02 ≥ P・V)	ニ. 温水ボイラー(0.1MPa ≥P, 4 m ² ≥HS) (木質バイオマス温水ボイラーの場合: 16 m ² ≥HS) ホ. 木質バイオマス温水ボイラー(0.6MPa ≥P, 32 m ² ≥HS)※摂氏 100 度以下で使用する場合に限る ヘ. 貫流ボイラー(150 mm < d _H の多管式を除く。200 mm ≥ ds, 0.02 m ³ ≥ Vs)で(1MPa ≥P, 5 m ² ≥HS) ト. 貫流ボイラー(0.004 m ³ ≥ V で管寄せ及び気水分離器のないもの)(0.02 ≥ P・V)